

本保全戦略は、生物多様性国家戦略 2010 に基づき、生物多様性条約における国際的な 目標や我が国の海洋基本法及び海洋基本計画 も踏まえ、環境省が「海洋生物多様性保全戦 略専門家検討会」を設置して検討し、策定す るものである。

本保全戦略は、海洋の生態系の健全な構造 と機能を支える生物多様性を保全して、海洋 の生態系サービス3 (海の恵み) を持続可能 なかたちで利用することを目的とする。

そのため、本保全戦略は、主として排他的経 済水域までの我が国が管轄権を行使できる海 域を対象とし、海洋の生物多様性の保全及び 持続可能な利用について基本的な視点と、施 策を展開すべき方向性を示す。

なお、本保全戦略に示された施策等は、次 の生物多様性国家戦略見直しの際に適切に反 映することとし、それにより政府全体として 海洋の生物多様性の保全及び持続可能な利用 の取組について一層の促進を図ることとする。

また、本保全戦略が、地方公共団体におけ る生物多様性地域戦略の検討等の生物多様性 に関する施策の推進に資するととともに、海 洋の生物多様性に関する国民の理解と取組を 広く促すよう、普及広報を図っていく。



